

LNG政策の展開

平成30年11月

資源エネルギー庁

資源・燃料部

1. LNG政策の展開

2. 現状認識

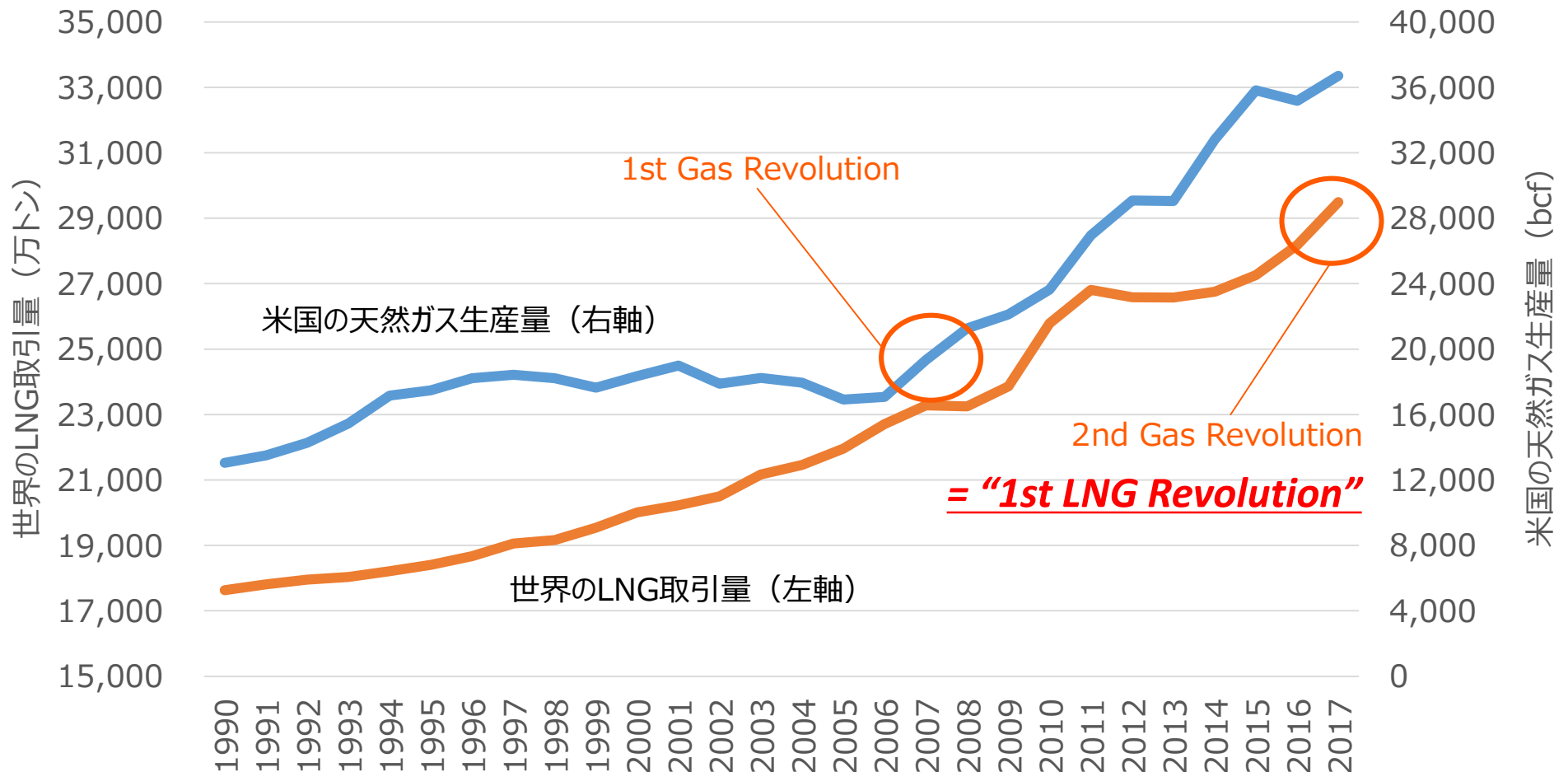
3. 新たな施策

1. LNG政策の展開

	ステージⅠ (1969年～1988年) 【LNG輸入】	ステージⅡ (1989年～2017年) 【LNG輸入+上流権益参画】	ステージⅢ (2018年～) 【LNG輸入+上流権益参画 +第3国へビジネス展開】
政策目的	<ul style="list-style-type: none"> ① 石油代替エネルギーとしての天然ガスの導入・利用促進 (1973年、79年の二度の石油危機を経て) ② LNGの安定的な輸入確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 更なる天然ガスの導入・利用促進 ② 上流権益への参入による輸入の長期安定化、多角化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中国需要が急拡大し、日本の輸入シェアが減る中でも、我が国の安定調達を確保した上で、第3国向けも引き取ることで、日本のLNG市場への影響力を維持 ② 日本のLNG関連技術を第3国に展開し、上流～下流までサプライチェーン全体に亘る需要家のビジネス展開を支援
代表施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」(1980年) (安定供給確保、液化基地・LNGタンカー・受入れ基地の整備、需要の喚起) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IGF (Integrated Gas Family) 21計画 (1990年) (都市ガス事業者のナフサ・ブタン等から天然ガスへの転換促進) ・石油公団法改正 (1994年) (ガス/LNGの開発・生産へ出資可能に) ・JOGMEC法改正 (2012年) (ガス/LNGの開発・生産へ産投出資可能に) 	<ul style="list-style-type: none"> ・LNG産消会議で発表した政策パッケージ (2018年) (JOGMECは、上流権益への参画がなくとも、日本企業の液化プロジェクト参画も支援可能に。 NEXI/JBICは、日本企業が参画する第3国向けのLNGプロジェクトや、LNG受入基地のプロジェクトも優遇条件で支援可能に)
実態	1969年～ アラスカから輸入開始 1972年～ ブルネイから輸入開始 1977年～ UAE、インドネシアから輸入開始 … 等	1989年～ 西豪州LNGから輸入開始 (三井・三菱が上流参画) 1996年～ カタールLNGから輸入開始 (丸紅・三井) 2006年～ 豪ダーウィンLNGから輸入開始 (INPEX、東京ガス、東京電力) 2009年～ 露サハリンⅡ LNGから輸入開始 (三井・三菱) … 等	2018年～ 初の長期契約に基づくシェール由来米国LNGを輸入開始 将来的に、欧州等への転売も想定し、1500万トン/年を米国から引取り 2018年～ INPEXが日本企業で初のオペレーターとなるイクシスLNG出荷開始 ⇒ 目指す姿 2030年時点で、日本企業が相当量の取扱い 日本のガス・電力会社が、海外でガス関連ビジネスを展開

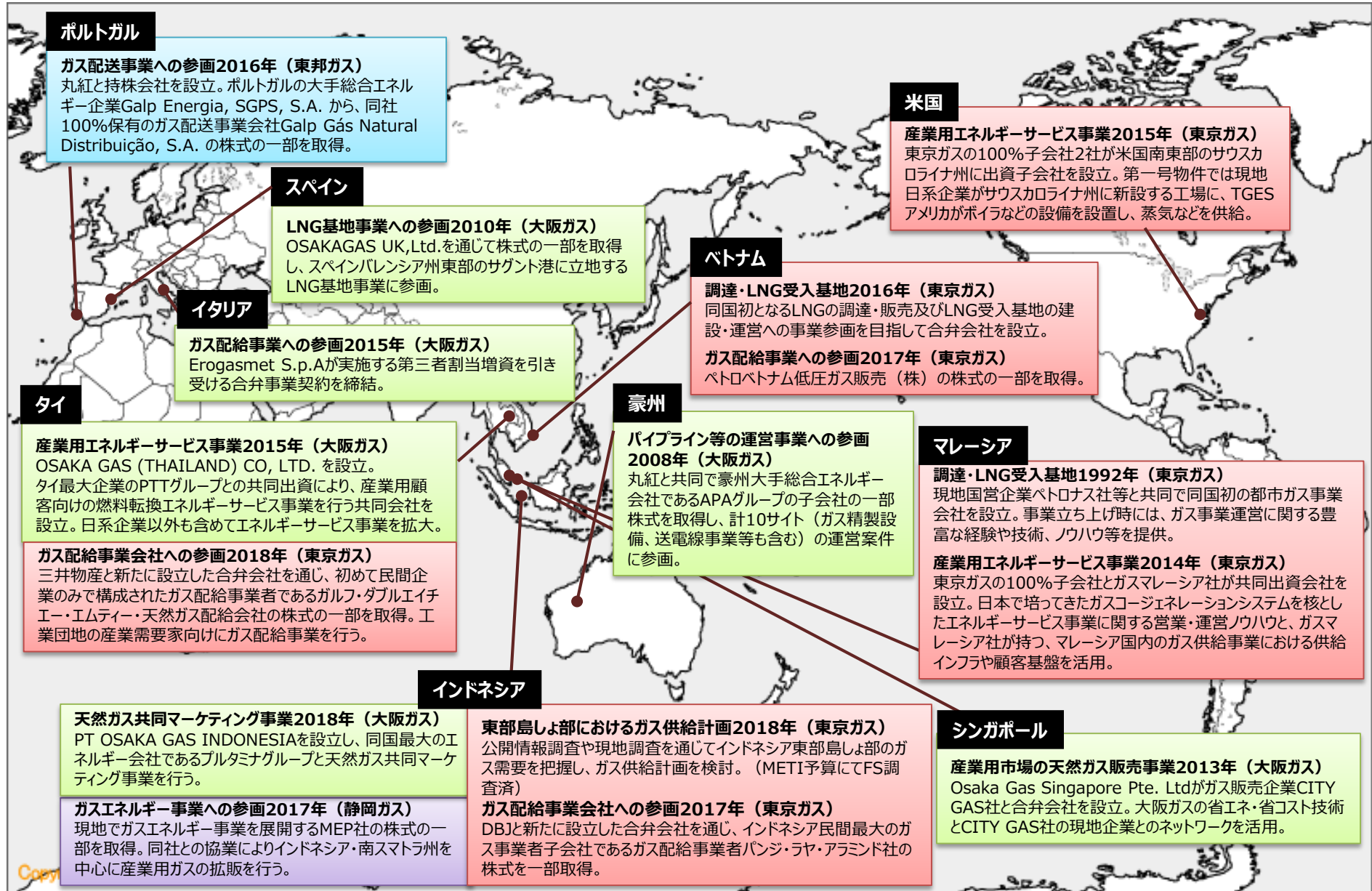
2. 現状認識 ①“1st LNG Revolution”

- 仕向地制限がなく、原油価格リンクではない米国のシェール・ガス由来のLNGがアジアに本格的に流入することで、アジアLNG市場の効率化・柔軟化が進む。
- 米国LNGを相当量引き取る日本も、本格的なLNG第3国間取引の時代に。



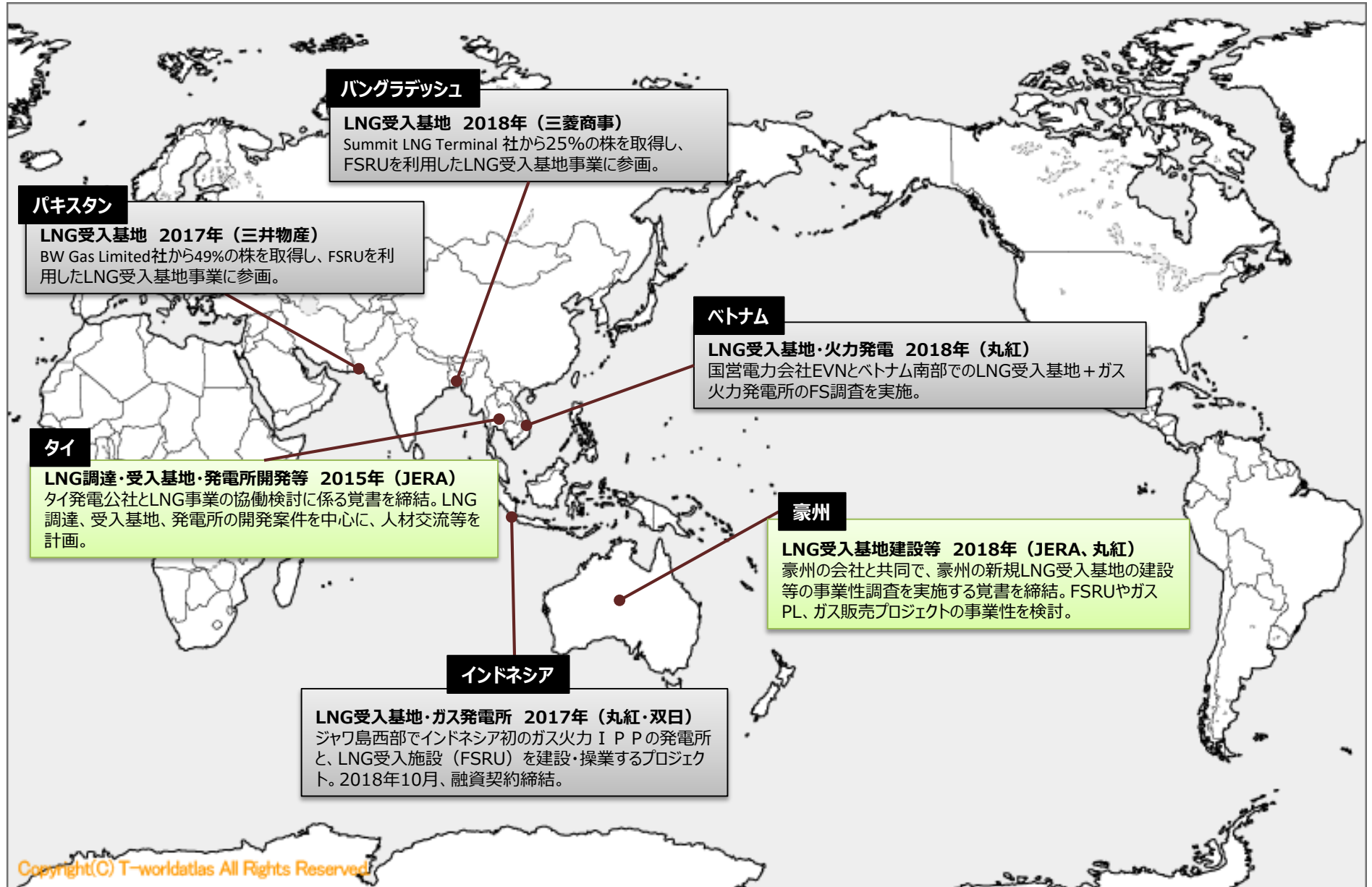
2. 現状認識 ②ガス事業者の海外展開（LNG、ガス事業）の例

赤：東京ガス
 緑：大阪ガス
 青：東邦ガス
 紫：静岡ガス



2. 現状認識 ③電力会社等のアジアLNG関連事業展開の状況

灰:商社
緑:JERA



(出所) 各社プレスリリース等を元に作成

(再掲) LNG政策の展開

	ステージⅠ (1969年～1988年) 【LNG輸入】	ステージⅡ (1989年～2017年) 【LNG輸入+上流権益参画】	ステージⅢ (2018年～) 【LNG輸入+上流権益参画 +第3国へビジネス展開】
政策目的	<ul style="list-style-type: none"> ① 石油代替エネルギーとしての天然ガスの導入・利用促進 (1973年、79年の二度の石油危機を経て) ② LNGの安定的な輸入確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 更なる天然ガスの導入・利用促進 ② 上流権益への参入による輸入の長期安定化、多角化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中国需要が急拡大し、日本の輸入シェアが減る中でも、我が国の安定調達を確保した上で、第3国向けも引き取ることで、日本のLNG市場への影響力を維持 ② 日本のLNG関連技術を第3国に展開し、上流～下流までサプライチェーン全体に亘る需要家のビジネス展開を支援
代表施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」(1980年) (安定供給確保、液化基地・LNGタンカー・受入れ基地の整備、需要の喚起) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IGF (Integrated Gas Family) 21計画 (1990年) (都市ガス事業者のナフサ・ブタン等から天然ガスへの転換促進) ・石油公団法改正 (1994年) (ガス/LNGの開発・生産へ出資可能に) ・JOGMEC法改正 (2012年) (ガス/LNGの開発・生産へ産投出資可能に) 	<ul style="list-style-type: none"> ・LNG産消会議で発表した政策パッケージ (2018年) (JOGMECは、上流権益への参画がなくとも、日本企業の液化プロジェクト参画も支援可能に。 NEXI/JBICは、日本企業が参画する第3国向けのLNGプロジェクトや、LNG受入基地のプロジェクトも優遇条件で支援可能に)
実態	1969年～ アラスカから輸入開始 1972年～ ブルネイから輸入開始 1977年～ UAE、インドネシアから輸入開始 … 等	1989年～ 西豪州LNGから輸入開始 (三井・三菱が上流参画) 1996年～ カタールLNGから輸入開始 (丸紅・三井) 2006年～ 豪ダーウィンLNGから輸入開始 (INPEX、東京ガス、東京電力) 2009年～ 露サハリンⅡ LNGから輸入開始 (三井・三菱) … 等	2018年～ 初の長期契約に基づくシェール由来米国LNGを輸入開始 将来的に、欧州等への転売も想定し、1500万トン/年を米国から引取り 2018年～ INPEXが日本企業で初のオペレーターとなるイクシスLNG出荷開始 ⇒ 目指す姿 2030年時点で、日本企業が相当量の取扱い 日本のガス・電力会社が、海外でガス関連ビジネスを展開

3. 新たな施策 ①方向性

- 我が国のLNG安定調達を確保した上で、グローバルなLNG市場を拡大するとともに、日本企業の第3国間取引や第3国でのLNG関連ビジネスを支援していく。

第3国間取引（アジア市場向け等）、第3国でのLNG関連ビジネス（LNG受入基地、ガス事業、ガス発電）の支援

（我が国企業が相当量のLNG取扱いを確保しLNG市場・取引への影響力維持。エネルギー企業の国際展開も支援）

グローバルなLNG市場の拡大

（市場の厚み・流動性向上、アジア大の供給セキュリティ向上）

我が国へのLNG安定調達の確保

（グローバル市場拡大による安定化、緊急時のセキュリティ強化）

3. 新たな施策

② 具体策

10月22日の第7回産消会議で、世耕大臣から下記を表明。

「1st LNG Revolution」における LNG市場拡大・セキュリティ強化

市場拡大への日本の貢献

ファイナンス支援の抜本的拡充

JOGMEC :

上流権益への参画がなくとも、日本企業による
LNG液化プラント参画を支援

NEXI/JBIC :

日本企業が参画する、資源国から第三国向けの
液化プロジェクト、その受入先の基地も、
政策金融の優遇対象に

**5000万トン規模の
LNG市場創出に貢献**

制度・計画づくり等支援

技術面・安全面での制度作りや
マスタープラン作りなどを支援

ニーズに合わせて専門家を派遣

実施に当たり、米国等他国とも連携

セキュリティ・仕向地条項

緊急時に備えた
官民のグローバル・
ネットワーク構築

セキュリティ強化に向け
た取組コーディネート

仕向地制限等に
係るモデル条項作成

(参考) 仕向地制限に係るモデル条項の策定

- 昨年7月、EUとの間で、閣僚間で柔軟で透明性の高いLNGのグローバル市場の促進・確立に関する協力覚書に署名。
- この覚書に基づき、昨年11月～今年10月の間に、計4回のワークショップを開催。
- ワorkshopでの議論も経て、日EUの法律専門家（学者、弁護士）が、欧州の競争法および日本の公正取引委員会が昨年6月に発表した報告書の考えに沿った、仕向地制限に係るモデル条項を策定。
⇒https://www.jurists.co.jp/ja/news/181022_2.html
- 今後、日EU以外の国・地域の法律専門家にもアウトリーチを予定。



EUとのMOC署名
(2017年7月)

<日EU専門家による作業について>

- ①欧州の競争法、日本の公正取引委員会の報告書の考え方を整理し、モデル条項の背景を解説した「ガイダンスノート」、
- ②モデル条項 で構成。
- モデル条項は、買い手の転売に係る権利、売り手が買い手の転売リクエストを受け入れなければならない場合の条件、転売の際の利益分配に係る条件、等を規定した、5つの条項を規定。

(参考) LNG産消会議2018(第7回)の開催結果

- LNGの長期的な需給見通しの共有と取引市場の透明化に向けた連携を生産国・消費国間で図るプラットフォームとして、東日本大震災の翌2012年より毎年、経産省が主催して日本で開催。国内外のLNG生産国・消費国の閣僚級、企業トップ等の参加を得て、LNG市場の最新の動向について認識を共有するとともに、安定的、競争的かつ柔軟なLNG市場の発展に向けて議論。
- 2018年会合では、目下のLNG市場の変化を“1st LNG Revolution”と捉え、柔軟で透明なLNG市場の確立を通じたガスセキュリティの確保、エネルギーシステムにおけるLNGの重要性及び新たな需要、LNG引取契約形態の変化が起きつつある状況下での供給確保について議論。世耕大臣から、市場拡大に向けた日本の貢献として、LNG関連プロジェクトに対するファイナンス支援の抜本的な拡充や、LNG需要国での制度・計画づくりを支援することを発表すると共に、LNGセキュリティ強化に向けた産消での連携を呼び掛け。

LNG産消会議2018の開催概要

- 日時：2018年10月22日(月) 9:00~18:00
 - 場所：ホテルナゴヤキャッスル(愛知県名古屋市)
 - テーマ：“2nd Gas Revolutionの時代”の産消連携
~新たな環境下でのLNGセキュリティ確保に向けた産消の取組~
 - 出席者数：28か国・地域から、約1,000人
- 【政府】世耕経済産業大臣、カタール、豪州、ブルネイ、韓国、マレーシア、モザンビーク、タイ、米国、カナダ、中国、欧州委員会、国際エネルギー機関(IEA)、ガス輸出国フォーラム(GECF)、国交省
- 【企業】供給者：センプラ、パキスタンLNG、シェル、トタル、BP、ノバテック、シェニエール、エクソンモービル、シェブロン、パビリオンエナジー、ソナトラック、ポーランド石油ガス会社、ビトル等
消費者：JERA、中部電力、東京ガス、GAIL(印)等
その他：石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)
- 【研究機関】東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)、日本エネルギー経済研究所、米国エネルギー政策研究機関(EPRINC)、オックスフォード・エネルギー経済研究所、米ライス大ベーカー研、SIA Energy



世耕経済産業大臣



カタール
アルサタ
エネルギー工業大臣



IEA
ピロル事務局長



モザンビーク
トネラ鉱物資源・
エネルギー大臣



豪州
キャナバン
資源北部豪州大臣



タイ
シリ
エネルギー大臣



ブルネイ
スニー・エネルギー・
人材・産業大臣



米国
ブレイエット
エネルギー副長官



韓国
チョン
産業通商資源部 次官



ERIA
西村事務総長



マレーシア
ズルキフリ
ペトロナス総裁



GECF
センチュリン
事務局長

【過去の開催地と出席者】

- 第1回(2012年)：東京/枝野大臣
- 第2回(2013年)：東京/茂木大臣
- 第3回(2014年)：東京/宮沢大臣
- 第4回(2015年)：東京/宮沢大臣
- 第5回(2016年)：東京/世耕大臣
- 第6回(2017年)：東京/世耕大臣
- 第7回(2018年)：愛知/世耕大臣